

改正

平成27年4月1日訓令第51号

鹿角市入札契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿角市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品調達及び役務の提供（以下、「建設工事等」という。）の入札契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、建設工事等の入札契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不当な情報提供要求 建設工事等の入札及び契約に係る次に掲げる情報のうち、非公表又は未公表の情報を、勤務時間の内外にかかわらず職員に対して提供要求する行為をいう。

ア 入札参加者の名称又は数

イ 設計金額

ウ 予定価格

エ 低入札価格調査制度における調査基準価格又は数値的失格判断基準

オ 最低制限価格制度における最低制限価格

カ その他入札契約に関する秘密に属する情報

(2) 不当な働きかけ 入札及び契約に係る事務に関し、勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

ア 指名競争入札における特定業者の参加又は不参加に関する要求行為

イ 特定業者の受注又は非受注に関する要求行為

ウ その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

2 この要領において「不当な情報提供要求等」とは、前項第1号及び第2号に規定する不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(対応、記録及び報告等)

第3条 職員は、不当な情報提供要求等及びその疑いのある要求等に対しては、回答してはならない。

2 職員は、不当な情報提供要求等及びその疑いのある要求等に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して不当な情報提供要求等記録簿（様式第1号。以下「記録簿」という。）を作成するものとする。

4 職員は、記録簿を作成したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

5 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、契約検査室長に報告しなければならない。

6 契約検査室長は、前項の規定による報告を受けたときは、入札審査会に報告し、その対応を協議しなければならない。

(指名停止等)

第4条 市長は、入札参加資格者名簿に登録された者が不当な情報提供要求等を行ったと認められたときは、不当な情報提供要求等の内容に応じ、当該入札参加資格者を指名停止とし、その内容を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成24年12月5日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第51号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

不当な情報提供要求等記録簿

| | | |
|---------------------------|---------------------|--|
| 記 録 者 | 所 属 | |
| | 職 氏 名 | |
| 対 応 日 時 | 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | |
| 対 応 方 法 | | |
| 相 手 方 | 住 所 | |
| | 団 体 名 ・ 氏 名 | |
| | 電 話 番 号 | |
| 工 事 等 名 | | |
| 不 当 な 情 報 提 供 要 求 等 の 内 容 | | |
| 対 応 | | |
| 処 理 状 況 | | |
| 備 考 | | |

※必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

※この記録簿は不当な情報提供要求の疑いがある場合にも使用すること。